

# 関税評価研修会

～関税定率法基本通達改正～



平成 3 1 年 3 月 1 2 日

大阪税関業務部首席関税評価官

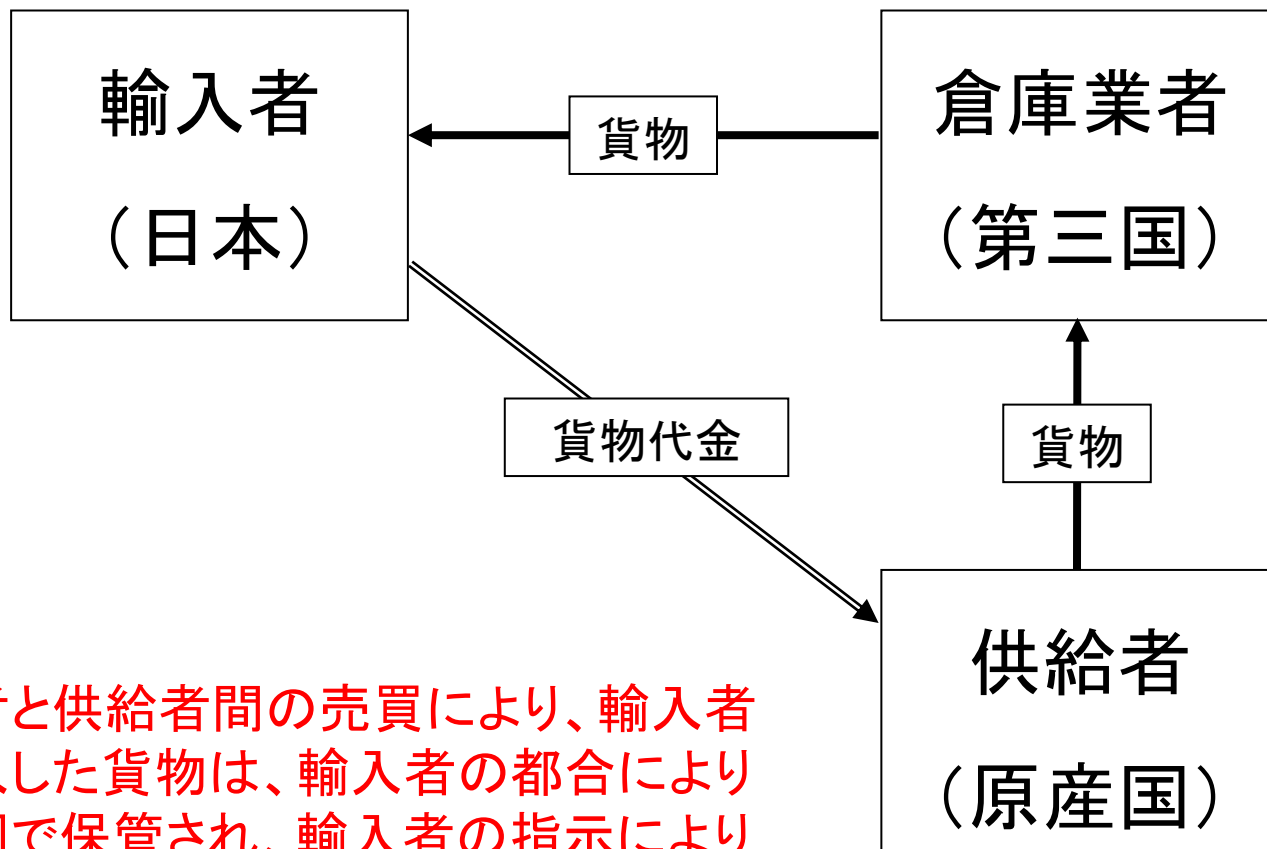
# 関税定率法基本通達4の4-1の改正 (平成30年6月29日)

## 4の4-1(1)ロ(新規)

本邦に拠点を有する輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管(保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む)した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法

→適用順序が優先される施行令第1条の12第1号を可能な限り適用

# 第三国で保管された貨物の課税価格



## 【例】

輸入者と供給者間の売買により、輸入者が購入した貨物は、輸入者の都合により第三国で保管され、輸入者の指示により本邦へ輸出される。

# 第三国で保管された貨物の課税価格

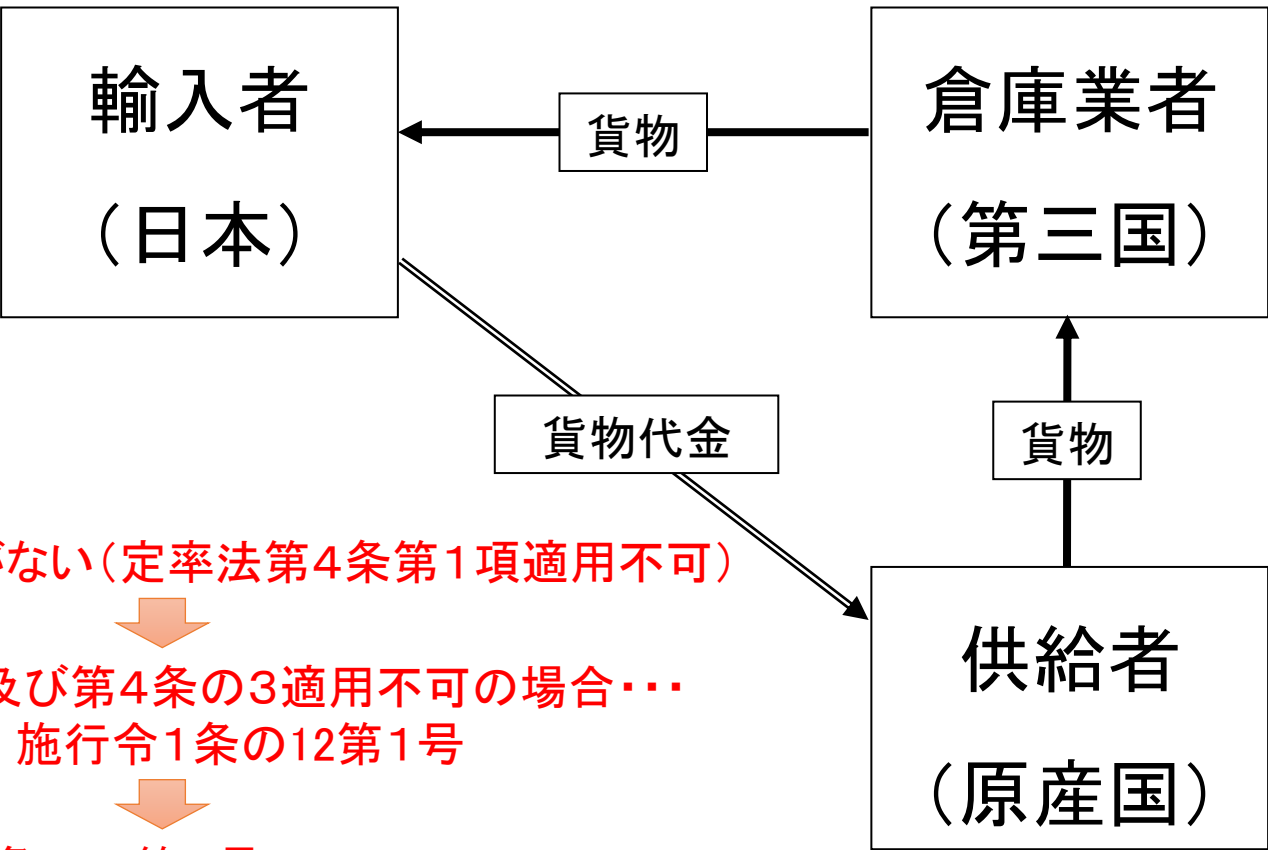
## 関税定率法第四条(抜粋)

輸入貨物の課税標準となる価格は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格とする。

## 関税定率法基本通達4-1(抜粋)

「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。

# 第三国で保管された貨物の課税価格(改正前)



- ・輸入取引がない(定率法第4条第1項適用不可)
- ↓
- ・第4条の2及び第4条の3適用不可の場合・・・  
第4条の4 施行令1条の12第1号
- ↓
- ・施行令第1条の12第2号  
税関長が定める方法により計算される価格

# 第三国で保管された貨物の課税価格

## 関税率法施行令第一条の十二第一号(抜粋)

法第四条から第四条の三までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき

当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

# 第三国で保管された貨物の課税価格

## 関税定率法施行令第一条の十二第二号(抜粋)

課税価格の計算につき世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算される価格

## 関税定率法基本通達4の4-2(抜粋)

令第1条の12第2号に規定する「税関長が定める方法」とは、税関長が本邦において入手できる資料(輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。)に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものをいう。

# 関税定率法基本通達4の4-1の改正 (平成30年6月29日)

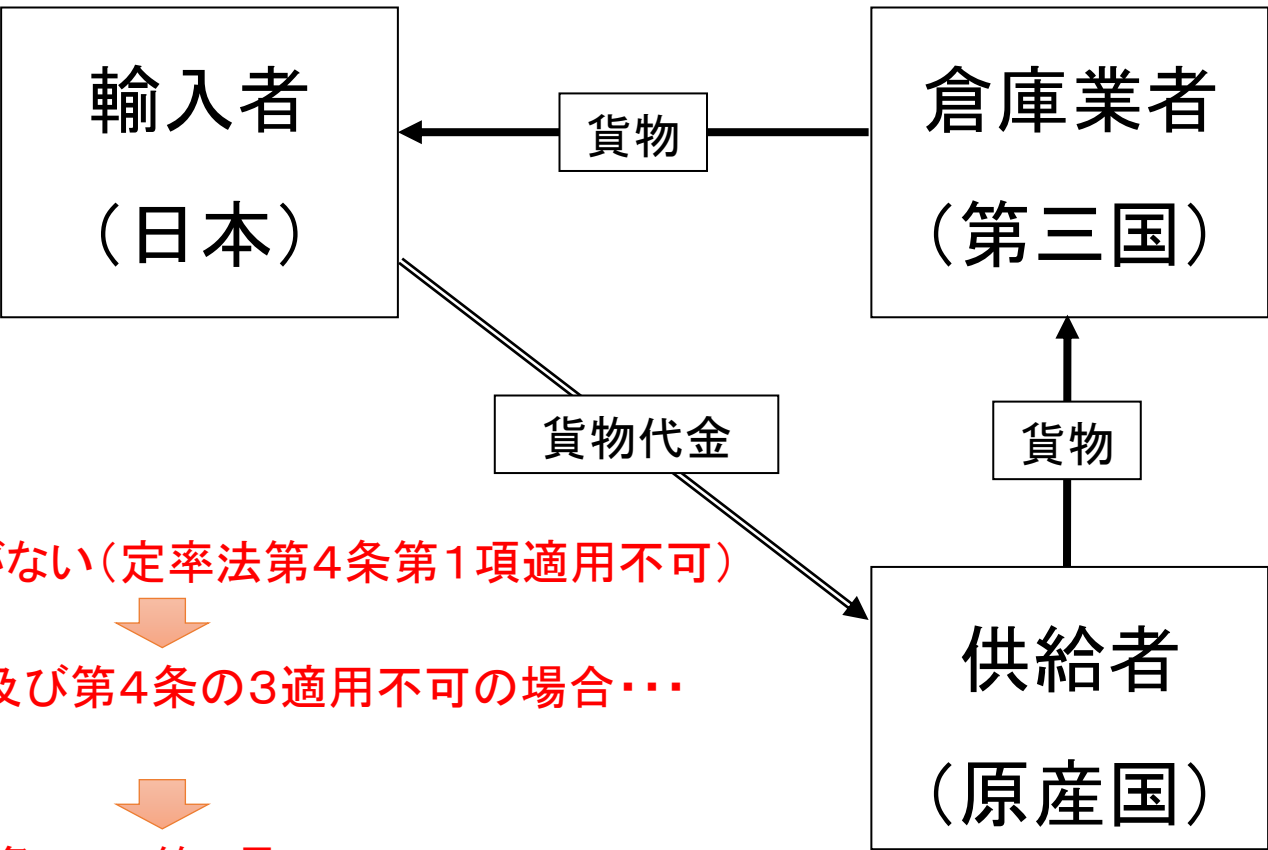
## 4の4-1(1)ロ(新規)

本邦に拠点を有する輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管(保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む)した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法

→適用順序が優先される施行令第1条の12第1号を可能な限り適用



# 第三国で保管された貨物の課税価格(改正後)



- ・輸入取引がない(定率法第4条第1項適用不可)
- ・第4条の2及び第4条の3適用不可の場合・・・  
第4条の4
- ・施行令第1条の12第1号  
調整を加えてこれらの規定に規定する方法により  
計算される価格

ご清聴ありがとうございました。